

車両通行認定申請書(新規・更新)

東京都第二建設事務所長 殿

令和 年 月 日

通行開始日	令和 年 月 日
通行終了日	令和 年 月 日

住所

会社名・氏名

印

車体の形状	
車両番号	車名及び型式

代表者名

TEL

担当者名

TEL

事業区分

積載 貨物	幅	高さ	長さ
	品名		

車両 諸元	総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ
	kg	cm	cm	kg	cm
	幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重
	cm	cm	cm	kg	kg

通行区分	往復 ・ 片道	通行経路	別紙のとおり
------	---------	------	--------

更新又は変更経緯

申請内容	年月日	許可番号	車両台数	総通行経路数	変更事由
新規時			/		
前回			/		

車両通行認定書

二建管第 号

令和 年 月 日

上記のとおり認定する。ただし、下記の条件に従うこと。

認定書の有効期限	自: 令和 年 月 日	道路管理者
	至: 令和 年 月 日	

〔Ⅰ〕許可証又は認定書(以下「本証」という。)の取扱上の注意事項

- 本証の交付を受けた者は、通行中本証を当該車両に備え付けなければならない。
- 本証は、本証に記載された車両以外の車両には使用することはできない。
- 通行に際し、本証に記載されている通行条件、通行経路等は厳守しなければならない。
- 通行条件等に関し、道路管理者等から措置命令を受けた場合には、それに従わなければならない。
- 本証に記載されている車両諸元、通行経路等に変更があった場合には道路管理者に変更の申請を行い許可を得なければならない。

〔Ⅱ〕不服申し立て又は処分の取消しの訴え

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)